

卷 末 資 料

關係法令

堺市内指定文化財件数一覽

国・府・市指定等史跡一覽

参考文献

関係法令

①文化財保護法

(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)

(滅失、き損等)

第 33 条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(管理団体による管理及び復旧)

第 113 条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第 119 条第 2 項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第 125 条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第 1 項の規定による許可を与える場合には、第 43 条第 3 項の規定を、第 1 項の規定による許可を受けた者には、同条第 4 項の規定を準用する。

4 第 1 項の規定による処分には、第 111 条第 1 項の規定を準用する。

5 第 1 項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生すべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

7 第 1 項の規定による許可を受けず、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(復旧の届出等)

第 127 条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第 125 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

(重要文化財等についての国に関する特例)

第 168 条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
 - 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
 - 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。
- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。
- 3 第 1 項第 1 号及び前項の場合には、第 43 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項並びに第 125 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項の規定を準用する。
- 4 文化庁長官は、第 1 項第 1 号又は第 2 項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。
- 5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

②特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
(昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号)

(維持の措置の範囲)

第 4 条 法第 125 条第 1 項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第 5 条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第 168 条第 1 項第 1 号又は第 2 項の規定による同意を求めようとする場合には第 1 条及び第 2 条の規定を、法第 168 条第 1 項第 1 号又は第 2 項の規定による同意を受けた場合には第 3 条の規定を準用する。

- 2 法第 168 条第 3 項で準用する法第 125 条第 1 項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

③ 文化財保護法施行令

(昭和 50 年 9 月 9 日政令第 267 号)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第 5 条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第 5 号に掲げる事務(法第 92 条第 1 項の規定による届出の受理及び法第 94 条第 1 項又は第 97 条第 1 項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。(中略)

2 (中略)

3 (中略)

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからトまで及びりに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会)が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第 125 条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が 120 m²以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で三月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却(増築、改築又は除却にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が 150ha 以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第 115 条第一項(法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

ト (中略)

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会(当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 法第 130 条(法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む)及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

5 (中略)

6 (中略)

7 (後略)

④文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の

現状変更等の許可の事務の処理基準 (平成 12 年 4 月 28 日 文部大臣裁定)

(1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和 50 年政令第 267 号。以下「令」という。)第 5 条第 4 項第 1 号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

(1) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

(2) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合

② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合

③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 80 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第 80 条第 3 項において準用する法第 43 条第 3 項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の

実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等の際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を回ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第5条第4項第1号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
 - ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
 - ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合
 - ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (3) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- (4) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令第5条第4項第1号ロ関係

- (1) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

3 令第5条第4項第1号ハ関係

- (1) 「工作物」には、次のものを含む。
 - ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
 - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、停号機又はガードレール
 - ③ 小規模な観測・測定機器

④ 木道

- (2) 「道路」には、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (6) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 80 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 80 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

4 令第 5 条第 4 項第 1 号ニ関係

- (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第 72 条第 1 項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (2) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (3) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第 5 条第 4 項第 1 号ホ関係

- (1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (2) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第 5 条第 4 項第 1 号ヘ関係

- (1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (3) 木竹の伐採が、法第 80 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

7 (中略)

8 (中略)

9 (後略)

堺市内指定文化財件数一覧

種別		国			大阪府		堺市	合計	
		指定		登録 選定 選択	条例 指定	規則 指定	指定		
有形 文化財	建造物	国宝 1	重要文化財 10	登録有形文化財 50	2	2	5	70	
	美術 工芸品	絵画	国宝 0	重要文化財 7	登録有形文化財 0	3	0	8	18
		彫刻	国宝 0	重要文化財 1	登録有形文化財 0	6	1	5	13
		工芸品	国宝 0	重要文化財 5	登録有形文化財 0	2	0	1	8
		書跡・典 籍・古文書	国宝 0	重要文化財 2	登録有形文化財 0	1	0	7	10
		考古資料	国宝 0	重要文化財 1	登録有形文化財 0	0	0	3	4
		歴史資料	国宝 0	重要文化財 0	登録有形文化財 0	0	0	3	3
無形文化財		重要無形文化財 0		記録作成等の措置を 講ずべき無形の民俗 文化財 0	0	0	0	0	
民俗 文化財	有形民俗文化財	重要有形民俗文化財 0		登録有形民俗文化財 0	0	0	0	0	
	無形民俗文化財	重要無形民俗文化財 0		記録作成等の措置を 講ずべき無形の民俗 文化財 1	2	0	1	4	
記念物	史跡	特別史跡 0	史跡 6	登録記念物 0	5	2	0	13	
	名勝	特別名勝 0	名勝 1	登録記念物 0	1	0	2	4	
	天然記念物	特別天然記念物 0	天然記念物 1	登録記念物 0	7	0	0	8	
文化的景観				重要文化的景観 0				0	
伝統的建造物群				重要伝統的建造物群 保存地区 0			0	0	
文化財の保存技術				選定保存技術 0				0	
合計		1	34	51	29	5	35	155	

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

国指定及び登録は「文化財保護法」(昭和 25 年)により、府条例指定は「大阪府文化財保護条例」(昭和 44 年)により、府規則指定は「大阪府古文化記念物等保存顕彰規則」(昭和 24 年)により、市指定は「堺市文化財保護条例」(平成 3 年)による。

民俗文化財のうち上神谷のこおどりは、国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択され、かつ大阪府無形民俗文化財に指定されている。

国・府・市指定等史跡一覧（平成26年4月1日現在）

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
国指定史跡	土佐十一烈士墓	-	明治	堺市	堺区宿屋町東	昭和13年8月8日
国指定史跡	土塔	-	奈良	大阪府 堺市	中区土塔町	昭和28年3月31日 平成17年3月2日 追加指定
国指定史跡	黒姫山古墳	-	古墳	国 堺市ほか	美原区黒山	昭和32年10月24日 昭和53年5月6日 追加指定
国指定史跡	四ッ池遺跡	-	弥生	国 堺市ほか	西区浜寺船尾町西	平成元年9月22日 平成13年1月29日 追加指定
国指定史跡	百舌鳥古墳群 いたすけ古墳 長塚古墳 収塚古墳 塚廻古墳 文珠塚古墳 丸保山古墳 乳岡古墳 御廟表塚古墳 ドンチャ山古墳 正楽寺山古墳 鏡塚古墳 善右エ門山古墳 銭塚古墳 グワシヨウ坊古墳 旗塚古墳 寺山南山古墳 七観音古墳	17基	古墳	堺市・大阪府 ・個人	北区百舌鳥本町 堺区百舌鳥夕雲町 堺区百舌鳥夕雲町 堺区百舌鳥夕雲町 西区上野芝向ヶ丘町 堺区北丸保園 堺区石津町 北区中百舌鳥町 北区百舌鳥陵南町 北区百舌鳥陵南町 北区百舌鳥赤畑町 北区百舌鳥本町 堺区東上野芝町 堺区百舌鳥夕雲町 堺区百舌鳥夕雲町 西区上野芝町 堺区旭ヶ丘北町	平成26年3月18日 (統合・追加・名称変更)
国指定史跡	旧堺燈台	-	明治10年 (1877)	国、大阪府、堺市	堺区大浜北町	昭和47年7月12日

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
府指定史跡	丹比廃寺塔跡	-	白鳳	国	美原区多治井	平成 21 年 1 月 16 日 府規則(昭和 31 年 1 月 18 日)から指定変更
府指定史跡	御坊山古墳	-	古墳	堺市	中区辻之	昭和 45 年 12 月 7 日
府規則※	家原寺境内	-	奈良	家原寺	西区家原寺町	昭和 22 年 4 月 9 日
府規則※	陶器山古代窯跡	-	古墳	個人	南区岩室	昭和 31 年 1 月 18 日
府指定史跡	高藏寺 73 号窯 ， 74 号窯跡	-	古墳	堺市	南区宮山台	平成 5 年 3 月 31 日
府指定史跡	塔塚古墳	-	古墳	個人	西区浜寺元町	平成 5 年 7 月 26 日
府指定史跡	堺県庁跡	-	明治 4 年 (1871) ~ 明治 14 年 (1881)	本願寺堺別院	堺区神明町東	昭和 45 年 2 月 20 日

※「大阪府古文化紀念物等保存顕彰規則」(昭和 24 年大阪府教育委員会規則第 8 号)に基づく指定

参考文献

百舌鳥古墳群全般

堺市『改訂増補版 ハンドブック 堺の文化財』2009

堺市『堺の文化財 百舌鳥古墳群』2014

史跡 長塚古墳

堺市教育委員会「長塚古墳」『平成5年度国庫補助事業発掘調査報告書』1994

堺市教育委員会「長塚古墳」『平成6年度国庫補助事業発掘調査報告書』1995

堺市教育委員会「史跡長塚古墳」『平成16年度国庫補助事業発掘調査報告書』2005

堺市教育委員会「史跡長塚古墳」『平成17年度国庫補助事業発掘調査報告書』2006

堺市教育委員会「史跡長塚古墳」『平成18年度国庫補助事業発掘調査報告書』2007

堺市教育委員会「史跡長塚古墳」『百舌鳥古墳群の調査1』2008

堺市教育委員会「史跡長塚古墳」『百舌鳥古墳群の調査2』2009

堺市教育委員会「史跡長塚古墳の調査 地中レーダ探査」『百舌鳥古墳群の調査4』2011

史跡 収塚古墳

堺市教育委員会「昭和61年度水道管布設に伴う立会調査報告」『堺市文化財調査報告書第43集』1989

堺市教育委員会「平成元年度下水道工事に伴う発掘調査概要報告」『堺市文化財調査概要報告第54冊』1996

堺市教育委員会「堺環濠都市遺跡ほか立会調査概要報告」『堺市文化財調査概要報告第81冊』1999

堺市教育委員会「収塚古墳」『平成14年度国庫補助事業発掘調査報告書』2003

堺市教育委員会「収塚古墳」『平成15年度国庫補助事業発掘調査報告書』2004

堺市教育委員会「収塚古墳」『百舌鳥古墳群の調査1』2008

堺市教育委員会「収塚古墳」『百舌鳥古墳群の調査2』2009

堺市教育委員会「史跡収塚古墳の調査 地中レーダ探査・OSZ-7次調査」『百舌鳥古墳群の調査3』2010

史跡 塚廻古墳

堺市教育委員会「平成元年度下水道工事に伴う発掘調査概要報告」『堺市文化財調査概要報告第54冊』1996

堺市教育委員会「塚廻古墳」『平成16年度国庫補助事業発掘調査報告書』2005

堺市教育委員会「史跡塚廻古墳の調査 地中レーダ探査」『百舌鳥古墳群の調査3』2010

史跡 文珠塚古墳

堺市教育委員会「史跡文珠塚古墳」『平成16年度国庫補助事業発掘調査報告書』2005

堺市教育委員会「史跡文珠塚古墳」『平成17年度国庫補助事業発掘調査報告書』2006

- 堺市教育委員会「史跡文珠塚古墳」『平成 18 年度国庫補助事業発掘調査報告書』2007
堺市教育委員会「史跡文珠塚古墳」『百舌鳥古墳群の調査 1』2008
堺市教育委員会「史跡文珠塚古墳」『百舌鳥古墳群の調査 2』2009
堺市教育委員会「史跡文珠塚古墳の調査 地中レーダ探査」『百舌鳥古墳群の調査 4』2011

史跡 乳岡古墳

- 堺市教育委員会「百舌鳥古墳群発掘調査報告」『堺市文化財調査報告第 25 集』1986
堺市教育委員会「史跡乳岡古墳の調査 地中レーダ探査」『百舌鳥古墳群の調査 3』2010

史跡 御廟表塚古墳

- 堺市教育委員会「御廟表塚古墳 周濠跡東南隅地点」『昭和 62 年国庫補助事業発掘調査報告書』1988
堺市教育委員会「御廟表塚古墳」『百舌鳥古墳群の調査 1』2008
堺市教育委員会「御廟表塚古墳の調査 地中レーダ探査」『百舌鳥古墳群の調査 3』2010
堺市教育委員会『御廟表塚古墳の調査 (GB0-2) 発掘調査報告書』百舌鳥古墳群の調査 7 2013

史跡 ドンチャ山古墳

- 堺市教育委員会「百舌鳥古墳群発掘調査報告」『堺市文化財調査報告第 25 集』1986
堺市教育委員会「ドンチャン山 2 号墳の調査 DN2 - 2 次調査」『百舌鳥古墳群の調査 4』2011
堺市教育委員会「附章 (補遺) ドンチャ山古墳と正楽寺山古墳の復元案について」『百舌鳥古墳群の調査 7』2013

史跡 正楽寺山古墳

- 堺市教育委員会「百舌鳥古墳群発掘調査報告」『堺市文化財調査報告第 25 集』1986
堺市教育委員会「正楽寺山古墳の調査 SRJ - 2 次調査」『百舌鳥古墳群の調査 4』2011
堺市教育委員会「附章 (補遺) ドンチャ山古墳と正楽寺山古墳の復元案について」『百舌鳥古墳群の調査 7』2013

史跡 鏡塚古墳

- 堺市教育委員会「鏡塚古墳 KGZ- 1・2 地点」『平成 7 年国庫補助事業発掘調査報告書』1996

史跡 銭塚古墳

- 大阪府教育委員会『銭塚古墳』大阪府埋蔵文化財調査報告 2008-5 2009

史跡 善右エ門山古墳

- 堺市教育委員会「善右エ門山古墳」『平成 16 年度国庫補助事業発掘調査報告書』2005
堺市教育委員会「善右エ門山古墳の調査」『百舌鳥古墳群の調査 6』2012

史跡 グワシヨウ坊古墳

- 堺市教育委員会「グワシヨウ坊古墳」『百舌鳥古墳群の調査 1』2008
堺市教育委員会「グワシヨウ坊古墳 GWS-2 次」『百舌鳥古墳群の調査 2』2009

史跡 旗塚古墳

- 堺市教育委員会「旗塚古墳発掘調査報告書」『堺市文化財調査報告第 39 集』1988
堺市教育委員会「旗塚古墳」『百舌鳥古墳群の調査 1』2008

堺市教育委員会「旗塚古墳の調査 HTT-2次・HTT-3次調査」『百舌鳥古墳群の調査4』2011
史跡 七観音古墳

堺市教育委員会「七観音古墳」『百舌鳥古墳群の調査1』2008

史跡 寺山南山古墳

堺市教育委員会「寺山南山古墳 TYM-2 地点・堺市上野芝1丁992外」『平成13年度国庫補助
事業発掘調査報告書』2002

堺市教育委員会「寺山南山古墳の調査 TYM-3次調査」『百舌鳥古墳群の調査3』2010

堺市教育委員会「寺山南山古墳の調査」『百舌鳥古墳群の調査6』2012

国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画

平成27年3月31日

発行 堺市教育委員会
編集 堺市 文化観光局 文化部 文化財課
堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-228-7198 (ダイヤルイン)
印刷 株式会社 初芝文庫
堺市東区日置荘西町1丁53番38号
TEL 072-285-0466

